

2020年5月28日

新型コロナウイルスに関連するジョージア州の対応（5月28日発表）

●5月28日（木）、ケンブ・ジョージア州知事は、6月12日（金）を期限とする新型コロナウイルスに関連する公衆衛生上の緊急事態宣言を7月12日（日）午後11時59分まで延長する州知事令に署名しました。

州知事室ホームページ関連リンク：<https://gov.georgia.gov/news>

州知事令：<https://gov.georgia.gov/document/2020-executive-order/05282001/download>

●また、同日、ケンブ知事は、州知事令「REVIVING A HEALTHY GEORGIA」に署名し、6月1日（月）午前0時から6月15日（水）午後11時59分まで適用される遵守事項を指示しました。詳細は以下及び州知事令本文をご確認ください。

州知事令：<https://gov.georgia.gov/document/2020-executive-order/05282002/download>

5月28日付州知事令「REVIVING A HEALTHY GEORGIA」に示されている主な遵守事項は次のとおりです。

- 1 外出時には、フェイスカバーを着用することを強く推奨する（飲食時、運動時は除く）。
- 2 人々の集会は25名を越えないこと。
- 3 6月12日（金）午後11時59分をもって、現在の自宅待機指示（Sheltering in Place）を解除する。

※ 現在対象となっている方：年齢65歳以上の方等、重篤化のリスクに脆弱な個人

- 4 ライブ・パフォーマンス施設は本州知事令が有効の間は引き続き閉鎖する。
- 5 食品業界、ジム、フィットネス施設、ボディ・アート・スタジオ、美容室、マッサージ・セラピー、日焼けサロン、屋内映画館及びボーリングに対する遵守事項を指示（詳細は州知事令本文をご確認ください）。
- 6 バー再開のための遵守事項を指示（遵守事項は州知事令本文をご確認ください）。
- 7 遊園地等は6月12日まで再開を認めない。
- 8 サマー・スクールの開催を認め、開催にあたっては25名を超える集会の禁止の対象としない。
- 9 5月31日以降、宿泊を伴うサマー・キャンプの開催を認める。
- 10 本知事令の遵守事項に違反した場合、軽犯罪違反に問われることがある。

●ジョージア州知事室 HP：<https://gov.georgia.gov/press-releases>

新型コロナウイルスホットライン：844-442-2681

州保健局感染状況ウェブサイト : <https://dph.georgia.gov/covid-19-daily-status-report>

州経済開発局 COVID-19HP : <https://www.georgia.org/covid19>